

8問 指定法人のデータベースが利用されることで、過去の判例にバイアスや偏見が含まれていることが明らかになることも考えられ、その場合に指定法人の保有するデータをアップデートするなどの対応が必要であると考え、法務当局の認識を問う。

- 本制度においては、民事・行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベースに収録され、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が、AIを含む様々な製品やサービスを開発・提供し、それが二次的な利用者に提供されて活用されることを想定している。
- こうした活用の結果として、判例・裁判例について様々な角度からの分析がなされ、時代や社会の変化に応じた判断の傾向やそれを踏まえた個別の裁判例の評価なども明らかになり得る。
- 他方、指定法人のデータベースに収録される民事裁判情報は、その当時の裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるものとする必要があるから、指定法人の保有するデータそのものを改変することは想定していないところ。
- 指定法人のデータベースを利用した分析等により明らかになった成果は、その内容に応じ、(データベースのデータを改変するのではなく、例えば当事者の主張に生かすなど、) 基本的には、その後の訴訟実務等の中で活用されていくこととなると考えられる。

(参考) 令和3年4月2日衆議院法務委員会における上川法務大臣の答弁

○上川国務大臣 民事判決の情報につきまして、これは、先ほどユーザー目線というお話がございました、国民の行動規範や、また紛争解決の指針ともなり得るものであると認識をしております。その意味で、社会全体で共有、活用すべき重要な財産であるというふうに考えます。

また、今、ユーザー目線のもう一つ、行政の中におきましての政策につきまして、その課題、現行の法令の課題、こういったことの検討にもつながるのではないかという御指摘でございまして、その意味でも極めて重要なデータベースになり得るというふうに思っております。

今後、より広く国民の皆様提供されるようにすることにつきましては、行政府としても、またデジタルを推進する社会を推進していく上でも重要と考えているところでございまして、法務省といたしましても、そうした動きに対しましてしっかりと協力をしてまいりたいというふうに思っております。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 民事裁判関連情報 民事裁判情報に関連する情報であつて、当該民事裁判情報に係る裁判について上訴があつた旨その他の民事裁判情報の活用の促進に資するものとして法務省令で定めるものをいう。

2 (略)

(業務)

第六条 (略)

2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務のほか、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報(第十二条において「仮名加工民事裁判情報等」という。)を利用して司法制度の充実に資する調査及び研究の業務を行うことができる。

(情報提供の求め等)

第七条 (略)

- 2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供するよう努めるものとする。